平成２８年（へ）第３８号
愛媛県大洲市長浜町拓海３番12
申立人　日泉ポリテック株式会社
代表者代表取締役　武田　淳一
権利を争う旨の申述の終期　平成28年10月３日
平成28年10月４日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＷＱ202740
金額　443,826円
支払期日　平成28年２月20日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社三井住友銀行大阪中央支店
振出日　平成27年10月５日
振出地　大阪市
振出人　明星工業株式会社　代表取締役社長　大谷　壽輝
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２８年（へ）第４２号
大阪市西区靭本町１丁目17番５号
申立人　佐々木登記測量事務所こと　佐々木志展
権利を争う旨の申述の終期　平成28年10月３日
平成28年10月４日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　２通
⑴手形番号　ＷＪ228077
金額　988,200円
支払期日　平成28年３月15日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社三井住友銀行大阪中央支店
振出日　平成27年11月15日
振出地　大阪市
振出人　東レ建設株式会社　管理部長　秀野　達也
受取人　佐々木登記測量事務所
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＷＪ228172
金額　526,500円
支払期日　平成28年４月15日
振出日　平成27年12月15日
⑵の約束手形の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

平成２８年（へ）第２号
福岡県田川市大字伊田2550番地15
申立人　梶原産業株式会社
代表者代表取締役　梶原　義勝
権利を争う旨の申述の終期　平成28年９月29日
平成28年10月３日　飯塚簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　３通
⑴手形番号　Ｙ137853
金額　73,048円
支払期日　平成26年６月20日
支払地　福岡県飯塚市
支払場所　株式会社福岡銀行飯塚支店
振出日　平成26年２月20日
振出地　福岡県飯塚市潤野1238番地の18
振出人　株式会社坡平産業　代表取締役　坂平　忠一
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＹＪ14435
金額　194,951円
支払期日　平成26年８月20日
振出日　平成26年４月21日
⑶手形番号　ＹＪ14466
金額　2,166,245円
⑵及び⑶の約束手形の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ
⑶の約束手形の支払期日及び振出日は⑵の約束手形の記載に同じ

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第７１１３号
東京都渋谷区千駄ケ谷３丁目13番20号
債務者　株式会社ポールビューレ
代表者代表取締役　山口　盛隆
１　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高橋　法彦
４　破産債権の届出期間　平成28年11月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１５３号
茨城県龍ケ崎市長沖町1663番地
債務者　株式会社佐藤工業
代表者代表取締役　佐藤　智之
１　決定年月日時　平成28年10月７日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　徳田　祐介
４　破産債権の届出期間　平成28年11月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月20日午後２時
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第５０２号
千葉県松戸市六高台８丁目148番地の10
債務者　有限会社サンクラウン
代表者代表取締役　田所　優典
１　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　萩原　得誉
４　破産債権の届出期間　平成28年11月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月16日午後１時40分
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６０４号
千葉県柏市若葉町５番３号
債務者　株式会社グリーンビジネス
代表者代表取締役　関根　　博
１　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井上　明子
４　破産債権の届出期間　平成28年11月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月16日午後１時50分
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７６８号
東京都町田市図師町1645番地３
債務者　有限会社朝日住設
代表者取締役　佐藤　茂夫
１　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　掛川　亜季
４　破産債権の届出期間　平成28年11月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月17日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９８３号
東京都町田市大蔵町428番地
債務者　柏木木材有限会社
代表者代表取締役　柏木　早苗
１　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　番場　弘文
４　破産債権の届出期間　平成28年11月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２１５号
神戸市西区伊川谷町有瀬427―10
債務者　株式会社セリオ
代表者代表取締役　安藤　　愛
１　決定年月日時　平成28年10月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中島　健治
４　破産債権の届出期間　平成28年11月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月17日午前11時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所明石支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第１３１７号
福岡県筑紫郡那珂川町大字西畑1059番地１、住民票上の住所福岡市南区和田１丁目２番３―602号
債務者　小林　耕史
１　決定年月日時　平成28年10月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　黒木　和彰
４　破産債権の届出期間　平成28年11月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月６日午前10時
６　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部